

支部研修会から

『就業規則に見る新たな視点』

宮川安江

先回までは、労働契約、労働時間、契約 終了という面について記載させて頂きまし た。今回は、社長さんの望む服務規程、今 後発生するであろう諸問題について記載い たします。

服務規程のポイント

この服務規程は労働基準法の必要記載事 項に含まれておりません。

労働基準法は、会社に義務を課す法律な ので、従業員の義務についての規定は基本 的に存在しません。

- ●採用等労働関係の成立に関すること
- ●試用期間に関すること 一般は3ヶ月が多い。公務員は6ヶ 月としている。
- ●所定労働時間に関すること 労働者の義務となる。
- ●所定外労働時間に関すること 命令する権限は会社にあります。 所定労働時間は会社が決めることで 労務提供義務 す。
- ●配置転換に関すること

社員は配置転換を拒むことは出来ま 業務命令遵守義務 せん。

ていくということが多く発生します。

勤務地限定正社員とか、特約付きの 正社員の扱いについても賃金に差を付 けて規定しておく必要があります。特 約付き正社員を100にし、特約のない 社員を120とするなどの配慮も必要で す。

●休職に関すること

厚労省のモデル就業規則には、記載 されていません。「労働基準法 15 条に 休職制度を設けた場合は明記しなさい」 会社の許可なく、会社施設・備品を業務

と書いてあります。休職は、解雇の猶 予措置であり、次の項目を明確にして おく必要があります。

- ①休職要件、②休職期間、③休職期間 中の賃金、④復職要件、⑤復職時の 職場決定、⑥休職期間満了時の取扱
- ●定年等に関すること

定年を定めている場合は、絶対的必 要事項であるため記載する必要があり ます。継続雇用について、継続雇用し ない事由も記載する必要があります。

●退職後の義務に関すること 退職後においても、秘密保持義務を 規定しておく必要があります。

服務規律

服務規律は、法律ではなく、主に判例に よって体系づけられています。

○就業時間中の義務

単に出勤するだけでなく、労働契約の債 務の本旨にしたがった労務を提供する義務

従業員が、その職務を遂行するについて、 今後非正規労働者を正社員に転換し 法令に従い、かつ、会社の指示や命令に忠 実に従う義務

職務専念義務

労働時間中は、職務遂行に当たっては、 その時間及び職務上の注意力のすべてをそ の職務のために用い、全力を挙げてこれに 専念する義務

○会社施設内における義務

職場環境維持義務

職場における規律と協同を維持する義務 施設管理権に服する義務

外に利用したり、持ち出したりしない義 務

○会社施設外における義務

信用保持義務

職場外、勤務時間外においても会社の信用を失墜させ、又は会社全体の不名誉となるような行為をしない義務

秘密保持義務

在職中及び退職後において、営業秘密等 の企業秘密や個人情報を漏洩させないよう 管理する義務

競業避止義務

会社経営と競合するような取引を他社と 行わない義務

兼業禁止義務

会社の許可を得ずに自ら自社以外の会社 に雇われない義務

● 服務の基本原則を規定する

(服務の基本原則)

- 第○条 会社は社会的な存在と認識し、従 業員は社会人として社会的なルール及 びマナーを当然守らなければならない。
- 2 従業員は、この規則及びその他の諸規 定を遵守し、業務上の指揮命令に忠実 に従い、自己の業務に専念し、業務運 営を円滑に行うと共に、相互に努力し て職場の秩序を維持しなければならな い。また、従業員は、相互の人権及び 人格を尊重し合い、快適な職場 環境 を形成していかなければならない。
- 3 従業員は、本章の各条に掲げる事項を 守り、服務に精励しなければならない。 これに抵触したときは、この規則によ る懲戒の対象となることができる。
- ●職務専念義務を規定する

(遵守事項)

- 第○条 従業員は、次の各号に掲げる義務 を遵守し、服務に精励しなければなら ない。
- 2 従業員は、労働時間及び職務上の注意 力のすべてを職務遂行のために用い会 社の指揮命令に従い、職務のみに従事 する義務を負い、次の各号に掲げる職

- 務専念に関する事項を守らなければな らない。
- (1)労働時間中は許可無く職場を離れ、 又は責務を怠る等の行為をしないこ
- (2) 労働時間中に、職務上の必要が無いにもかかわらず SNS (ソーシャルメディア) にアクセスしたり、又は職務と関係の無い WEB サイトを閲覧したりしないこと。
- (3)会社の許可無く、労働時間中に政治活動、宗教活動、業務に関係の無い放送、宣伝、集会、又は文書の配布、回覧、掲示その他これに類する活動をしないこと。
- (4) 会社の許可無く、他社に雇用されるなど、報酬を得て第三者のために何らかの行為をしないこと。

●職場環境維持義務を規定する

- 3 従業員は、職場環境を維持する義務 を負い、次の各号に掲げる職場環境維 持に関する事項を守らなければならな い。
- (1) この規則その他これに付随する会 社の諸規則を遵守し、これに定める禁 止事項を行わないこと。
- (2)他の従業員、経営者との円滑な交流をなし、行動に品位を保つなどして、職場会社環境の向上に努めること。
- (3)会社の資産と私物の区別を明確に し、会社資産を職務以外に使用せず、 備品等を大切にし、消耗品の節約に 努め、書類は丁重に扱いその保管を 厳にすること。
- (4) 電熱器等の火気を許可無く使用し ないこと。
- (5) 常に職場を整理整頓し、気持ち良く勤務が出来るように努めること。
- (6)会社が認める特別な場合を除き、 酒気を帯びて勤務しないこと。
- (7) 労働時間中は休憩時間を除き喫煙しないこと。

- (8) 会社施設内で、賭博やその他これに 管理者の注意を持って取り扱うこと。 類似する行為を行わないこと。
- (9) 第27条 (セクシャルハラスメント 等の禁止) に定めるセクシャルハラス メントもしくはパワーハラスメント又 はこれに相当する行為により、他の従 業員に不利益を与えたり、職場環境を 低下させないこと。
 - 反するような行為、秩序を乱すような 行為をしないこと。

●秘密保持義務を規定する

- 4 従業員は、秘密を保持する義務を負 ●信用保持義務を入れる い、次の事項に掲げる職場環境維持に 関する事項を守らなければならない。
- (1) 会社内外を問わず、在職中又は退職 後においても、会社・取引先等の秘密 情報・ノウハウ、企画案並びに顧客情 報等の個人情報、従業員の個人情報(個 人番号を含む) ID 及びパスワード等 (以下「秘密情報」という)を第三者 に開示、漏洩、提供又は不正の使用し ないこと。
- (2) 秘密情報をコピー等をして社外に持 ち出さないこと(会社が事前許可した 場合に限り、適切な管理の下に会社が 指定した方法による場合を除く)
- (3) ID カードを会社の許可無く他の 従業員に貸与しないこと。
- (4)会社が貸与する携帯電話、パソコン、 その他情報関連機器(蓄積されている 情報も含む)を、紛失又は破損しない こと。また、当該情報関連機器を紛失 又は破損した場合は、直ちに、情報漏 洩防止の対策を行うことと共に、会社 に報告すること。
- (5) 会社の許可無く、私物のパソコン、 携帯電話、その他電子機器類に顧客に関す る情報、その他秘密情報を記録しないこと。 やむを得ず顧客の電話番号、メールアドレ マイナバーに関するルール ス等を記録する場合は、セキュリティ管理 会社として最低限守るべき項目 が可能な機器を選択し、私物の機器であっ <担当者の明確化と番号の取得>

(6) 会社の諸規則に違反する出版又は 講演を行わないこと。

△秘密情報漏洩の実態

ビジネス上有用なノウハウや技術等の営 業秘密の流出は、中途退職者(正社員)に よる漏洩が 50.3%で最も多く、漏洩先は国 内競業他社が 46..5%である。この原因の1 (10) 他の従業員を教唆してこの規則に 位は、不当だと思う解雇を受けた 34.2% 2位、給与や賞与に不満がある 23.2% 3位 社内の人事評価に不満がある 22.7% であった。

- 5 従業員は、会社内外を問わず会社の 信用を失墜させることのないようにする 義務を負い、次の各号に掲げる信用維持 に関する事項を守らなければならない。
 - (1)暴力団員、暴力団関係者その他反 社会的勢力と関わりを持ったり、交 流したり、又はそのように誤解され る行為をしないこと。
 - (2) 社会の内外を問わず、会社や会社 に関係する者の名誉を傷つけたり、 信用を害したり、体面を汚す行為を しないこと。
 - (3)職務に相応しい服装に心がけ、他 人に不愉快感を与える服装又は行動 は避けること。
 - (4) 職務について、取引先から金品を 受け取ることや、私事の理由で貸借 関係を結ぶこと等の私的な利益を甘 受しないこと
 - (5) 酒気を帯びて車両等を運転しない
 - (6) 過労、病気及び薬物の影響その他 の理由により正常な運転が出来ない 恐れがある状態で車両等を運転しな いこと。

ても会社が貸与する機器と同様に、善良な 1.マイナンバーを扱う人を、あらかじめ

決めておきましょう (給料や社会保険料を ましょう。 扱っている人など)。任命書・誓約書などの 6. 従業員の退職や契約の終了などでマイ 活用

- 保険・厚生年金保険届」「雇用保険届」)を イナンバーも削除しましょう。 伝えましょう。
- 3. マイナンバーを従業員から取得する際 マイナンバーに関する対応の遅れ には、番号が間違っていないかの確認と身 1位 社内規定マニュアル対応 42.9% 元の確認が必要です。①顔写真の付いてい る「個人番号カード」②「通知カード」と 2位 従業員の教育 40.9% 「運転免許証」など確認を行いましょう。 <マイナンバーの管理・保管>
- ギがかかる棚や引き出しに大切に保管する 整備する。 ようにしましょう。無理にパソコンを購入 最後に従来の規定のチェック、従来の規 する必要はありません。
- ている場合は、ウイルス対策ソフトを最新 等の検討も考えてみられてはいかがですか。 版に更新するなどセキュリティ対策を行い

ナンバーが必要なくなったら、細かく裁断 2. マイナンバーを従業員から取得する際 するなどマイナンバーの書いてある書類を には、利用目的(「源泉徴収票作成」「健康 廃棄しましょう。パソコンに入っているマ

(内閣府リーフレット)

社内規定のマニュアルが対応していない

従業員の教育啓発が不十分

まず全社員用と取扱担当者用規定を設け、 4. マイナンバーが記載された書類は、カ 保管制限・提供制限・本人確認など規定を

定のレベルアップ、時代の変化に対応した 5. パソコンがインターネットに接続され 規定、新しい考えに基づくオリジナル規定 おわり

『薬品が皮膚から浸入して膀胱癌』

昨年12月、福井県の事業場でオルトートルイジンなどの芳香族アミン(染料や顔料など の中間体)を取り扱う作業に従事していた作業者7名(社員4名、退職者3名)が「膀胱 癌がん」を発症したことで、このほど厚生労働省は原因調査の結果をまとめて公表しまし た。

調査によると、労働者が夏場に化学防護性のない(浸透性)の半袖の服装で作業を行う などしていて、オルトートルイジンが皮膚に直接触れたため、皮膚から体内に取り入れら れた結果の発症だった事が判明しました。

製造工程は、原料を反応させ生成物を作る工程と、生成物を乾燥させて粉体にする工程 に大別されますが、調査結果によると、作業者はオルトートルイジンを含有する有機溶剤 で、ゴム手袋を洗浄し、その手袋を繰り返し使用していたことや、夏場は皮膚を露出させ た服装だったことなどから、オルトートルイジンが直接皮膚に接触する機会があったこと が分かりました。

なお、作業環境測定や個人暴露測定では、許容濃度と比べてかなり低い濃度であったこ とから、呼吸暴露は少ないことが分かりました。化学物質の中には呼吸の他に、皮膚から 吸収されて中毒を起こすものも少なくありません。

化学物質に添付されている SDS(安全データーシート) 等で有害性や症状を調べて、安 全に使用・取り扱う必要があります。